

結城市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 実施機関における個人情報の取扱い(第3条～<u>第10条の2</u>)</p> <p>第3章から第6章まで 略</p> <p>付則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>第2章 実施機関における個人情報の取扱い</p> <p>第3条 略</p> <p>(利用目的の明示)</p> <p>第4条 実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、電磁的方式 その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第23条及び第52条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 実施機関における個人情報の取扱い(第3条～<u>第10条</u> <u>—</u>)</p> <p>第3章から第6章まで 略</p> <p>付則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>第2章 実施機関における個人情報の取扱い</p> <p>第3条 略</p> <p>(利用目的の明示)</p> <p>第4条 実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、電磁的方式 その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第23条及び第52条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p>

(保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び提供の制限)

第8条第1項 略

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 出版、報道等により既に公にされているとき。

(3) 人の生命、身体及び財産を保護するため、緊急に必要な
とき。

(4) 略

(5) 略

(6) 前各号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の
目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提
供することが明らかに本人の利益になるときその他保有個人情
報を提供することについて特別な理由のあるとき。

3及び4 略

第8条の2から第9条まで 略

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第10条 実施機関は、第8条第2項第5号又は第6号の規定によ

(保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び提供の制限)

第8条第1項 略

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の
目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提
供することが明らかに本人の利益になるときその他保有個人情
報を提供することについて特別な理由のあるとき。

3及び4 略

第8条の2から第9条まで 略

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第10条 実施機関は、第8条第2項第3号又は第4号の規定によ

第13条から第42条まで 略

第5章 雑則

(適用除外等)

第43条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届けられた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

2 前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）及び法律の規定により行政機関個人情報保護法第4章の規定の適用を受けないこととされる保有個人情報については、適用しない。

3 略

第44条から第49条まで 略

第6章 罰則

第50条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第10条の

第13条から第42条まで 略

第5章 雑則

(適用除外等)

第43条 _____

2 前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。） _____

_____については、適用しない。

2 略

第44条から第49条まで 略

第6章 罰則

第50条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第6条第2

2の規定により委託をされた事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者が行う市の公の施設の管理の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第7項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第51条から第53条まで 略

付則 略

項の受託業務

に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第7項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第51条から第53条まで 略

付則 略